

令4福情答申第3号

令和4年6月21日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信 様

(教育委員会総務部教育政策課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和3年10月15日付け教総第1012-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「特定中学校のワックス・洗剤の管理簿(令和2年度及び令和3年度(8月まで)分)」に係る非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「特定中学校のワックス・洗剤の管理簿（令和2年度及び令和3年度（8月まで）分）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年9月16日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年9月8日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和3年9月16日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和3年9月24日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

ワックスの有機溶剤は文部科学省でも問題にしている。

学務支援課長は、購入してすぐに使う物については、管理簿はいらないと言
うが、大変に疑問である。

学校薬剤師が管理する物には当たらないのかとも思う。

また、すぐに使うにしても使いきらずに余る事はないのか。

余った物の保管や処分方法についても知りたい。

(2) 反論意見書における主張

昔のワックスは木にしみこませる油だったが、現代は床がつるつるの為、は
りつけるタイプのワックスなので、強い接着剤が使われていると思われる。

うすくはりつけるのに、すぐにはがれてはいけないためである。

また、水でうすめるので、水溶性の接着剤である。

油なら水をはじくが、人間の体はほとんど水分でできている。このしつこい
接着力は、かわくことのない目、体内にしつこくとどまると思われる。

子ども達がこの接着剤の害にあうかもしれないと思うと気の毒でならない。
大人も気の毒である。

それに洗浄剤の廃液は処理困難物として産業廃棄物である。ドライメンテナ
ンスをすれば年に1度でいいということである。ワックス管理簿がなければ、
メンテナンス管理簿をつけるのはどうだろうか。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次
のように主張している。

(1) 弁明の趣旨及びその理由

令和2年度及び令和3年4月から同年8月までの期間に、特定中学校が取得
したワックス及び洗浄剤は、いずれも福岡市会計規則（昭和39年3月26日規則第
20号）第104条に基づき帳簿による整理を省略できる物品に該当するため、物品
出納簿を作成しておらず、審査請求人が求める管理簿に該当する文書は保有し
ていない。

よって、本件処分は正当かつ妥当な処分である。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件審査請求における審査請求人及び実施機関の主張から判断すると、審査請求人が公開を求める文書は、令和2年度及び令和3年4月から同年8月までの間において特定中学校が取得したワックス及び洗淨剤に係る物品出納簿又は管理簿と解される。

2 本件対象文書の存否について

福岡市会計規則第103条においては、「物品出納員又は区物品出納員は、物品管理者から出納通知がなされたときは、備品にあつては備品出納簿により、その他の物品にあつては物品出納簿によりその出納を整理しなければならない」と規定されているが、その例外として、同規則第104条において帳簿による整理を省略することができる物品が定められており、同条第10号においては、帳簿による整理を省略することができる物品の一つとして、「消耗品及び原材料で、物品出納員又は区物品出納員が受け入れた後、直ちに使用に供し、又は保管転換する等のため、払出しを行うもの」と定められている。

実施機関によれば、上記期間において特定中学校が取得したワックスについては、消耗品で受け入れ後ただちに使用に供するものであり、上記帳簿による整理を省略することができる物品に当たること、洗淨剤については、上記期間においては購入していないことから、物品出納簿は作成していないとのことであった。

また、上記ワックスは、毒物及び劇物取締法や消防法の規制をうけるものではなく、実施機関が作成する「学校の危険物・ごみ等取扱いマニュアルブック」においても、学校で使用する危険な薬品として別途管理台帳が必要となるような薬品に当たるものではないとのことであった。

そこで検討するに、本件対象文書を実施機関が保有していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、またそのような文書を所持していることをうかがわせるような事情も認められない。

よって、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に行った本件決定は妥当と判断する。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年10月15日	実施機関からの諮問
令和3年12月17日	実施機関の弁明意見書を収受
令和4年1月11日	審査請求人の反論意見書を収受
令和4年1月24日（第1部会）	審議
令和4年3月30日（第1部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和4年4月25日（第1部会）	審議
令和4年5月30日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、五十川直行、大神朋子、大脇成昭